

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第八十一号

狩獵法施行規則を次のように定める。

昭和二十五年十月三十一日

鳥取縣知事 西 居 愛 治

### 狩獵法施行細則

(通則)

第一條 本縣の狩獵については、狩獵法(大正七年四月法律第三十二号以下「法」という。)及び狩獵法施行規則(昭和二十五年九月農林省令第八号以下「規則」という。)によるの外、この細則の定めるところによる。

(願届書類)

第二條 法、規則、及び本細則により農林大臣又は知事

昭和二十五年十月三十一日  
第二千五百五十六号

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

2 前項の書類は、農林大臣の場合にあつては三通、知事の場合にあつては二通とする。

(狩獵免許の申請)

第三條 狩獵免許を受けようとする者は、申請書に規則第七條に定めてある事項の外、獵具の種類、名称、獵法及び乙種狩獵免許の場合にあつては、獵用銃砲所持許可証の下付年月日、番号を記載しなければならない。

(有害鳥獸驅除等の申請)

第四條 法第十二條第一項の規定による許可を受けようとする者は、申請書に規則第九條に定めてある事項の外、有害鳥獸驅除を目的とする場合は、次の事項を記載しなければならない。

00451

一 銃器を使用する場合は、その所持許可証の下付年月日、番号

二 被害の状況

イ、申請した鳥獸類の棲息の状況

ロ、被害時期 被害農作物名 被害面積 被害見積額

ハ、その他参考事項

三 駆除費の全額及び支出方法

2、前項の申請書には、他人の依頼を受けて申請する場合にあつては、依頼したもの、依頼書を添付しなければならぬ。

(鳥獸飼養許可証下付の申請)

第五條 規則第十條第一項による鳥獸飼養許可証の下付を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載し知事に申請しなければならない。

一 飼養し、譲渡し又は譲受ける鳥獸の種類、数量

二 飼養 譲渡若しくは譲渡の事由

三 捕獲した目的及び年月日

四 飼養人、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、職業、生年月日

2、前項の申請書は、譲渡し又は譲受けようとする者にあつては、双方連署するものとする。

(狩獵免許等の書換)

第六條 狩獵免許、狩獵登録票、法第十二條第二項の許可証、鳥獸飼養許可証(以下「狩獵免許等」という。)の記載事項に異動を生じたときは、遅滞なく知事に届け出て、書換を受けなければならない。

(飼養鳥獸の異動の届出)

第七條 規則第十條第一項の許可証を受けて飼養する鳥獸に異動を生じたとき、並びに飼養を廃止したとき、又は法第十二條第一項の許可を受けて採取した鳥類の卵を學術研究その他特別の事由により孵化した場合は、その旨十日以内に知事に届け出なければならない。

(狩獵免許等の許可の消滅)

第八條 狩獵免許等の下付を受けた者が死亡し又は所在不明の場合には、戸籍法の届け出義務者は、その事実

00452

を知つた日から二十日以内に狩獵免許等を添えて知事に届け出なければならない。

但し、狩獵免許等を添えることができないときは、その理由を附記しなければならない。

2、乙種狩獵免許、狩獵登録票、若しくは銃器による鳥獸捕獲許可証の下付を受けた者が、白痴、又は癡癪者となつたときも前項に準じ届け出なければならない。

前項の届け出には医師の診断書を添付しなければならない。

(狩獵免許等の返納)

第九條 規則第十四條第二項の規定による届け出は別記第一号及び第二号様式による。

(狩獵免許等の再下付)

第十條 規則第十三條の規定による狩獵免許等の再下付の請求書は別記第三号様式とする。

第十一條 狩獵免許等の再下付を受けた後旧狩獵免許状等を発見したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ると共にこれを返納しなければならない。

(鳥獸保護区、獵区の図面)

第十二條 規則第十七條第二項の規定によつて添付する鳥獸保護区の区域、位置を示す図面は例記第四号様式とし、規則第二十八條第二項及び規則第二十一條の規定によつて添付の位置を示す図面は同様式に準じなければならない。

(補償請求)

第十三條 規則第二十二條の規定による法第八條ノ二第六項の損失補償の請求書及びこれに添付する損失額請求書は、別記第五号、第六号様式によるものとする。

(禁獵区)

第十四條 法第九條の規定により土地所有者が禁獵区の設定を願出るときは、その願書に次の事項を記載しなければならない。

その廃止又は第二号若しくは第三号の事項を変更しようとするときも、また同様とする。

一 願出人の本籍、住所職業、氏名、生年月日

二 禁獵区の位置、区域及びその図面

(標識の位置を明示すること)

- 三 禁獵区の存続期間
- 四 禁獵区区域内の地目、番地、面積及び所有者
- 五 禁獵区設定(若しくは廃止又は変更)の理由
- 六 禁獵区設定に要する経費
- 七 禁獵区内における鳥獸棲息の状況及び鳥獸保護施設をなすときはその方法
- 第十五條 土地所有者の願出によつて設定した禁獵区が、期間満了又は廃止となつたときは、当該禁獵区の願出人において、制札及び木標を速かに撤去しなければならない。

(獵区内の狩獵の制限)

第一号様式

狩獵免狀返納及び鳥獸捕獲届

年 月 日

住所

甲 第

号 氏

名 印

縣知事 殿

第十六條 獵区設定者は、規則第三十條の規定による制限をしたときは遅滞なく知事に届け出なければならない。

第十七條 規則第三十二條の規定により、入獵者を定めるため、くじを行う場合は、あらかじめその日時、場所を知事に届けなければならない。当せん者を決定したときも、また同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十三年十二月鳥取縣規則第九十二号狩獵法施行規則は、廃止する。

昭和

年度狩獵期間中の鳥獸捕獲数次の通りであるから狩獵免狀を添えてお届けします。

鳥獸名	十一月中捕獲		十二月中捕獲		一月中捕獲		二月中捕獲		合計
	縣内	○縣	縣内	○縣	縣内	○縣	縣内	○縣	

注意 一、狩獵登録票にあつてはこれに準ずる。

第二号様式

鳥獸捕獲許可証返納及び鳥獸捕獲届

年 月 日

住所

第

号

氏

名 印

農林大臣(縣知事) 殿

鳥獸捕獲許可を受けて捕獲した鳥獸は次の通りであるから鳥獸捕獲許可証を添えてお届けします。

鳥 獸 名	月中捕獲		月中捕獲		月中捕獲		合計	捕獲物の処置	備考
	縣内	○縣	縣内	○縣	縣内	○縣			

注意 一、卵採取の場合も右様式に準ずる。

00455

第三号様式

二、學術研究にあつてはなお別紙で捕獲物処置について詳細を報告すること。

狩獵 免狀 再 下 付 請 求 書

年 月 日に下付を受けた狩獵免狀は亡失(毀損)したので再下付を請求致します。

年 月 日

住 所

職 業

乙甲 第 号 氏

名 印

縣 知 事 殿

備考 一、他の請求についてはこれに準ずる

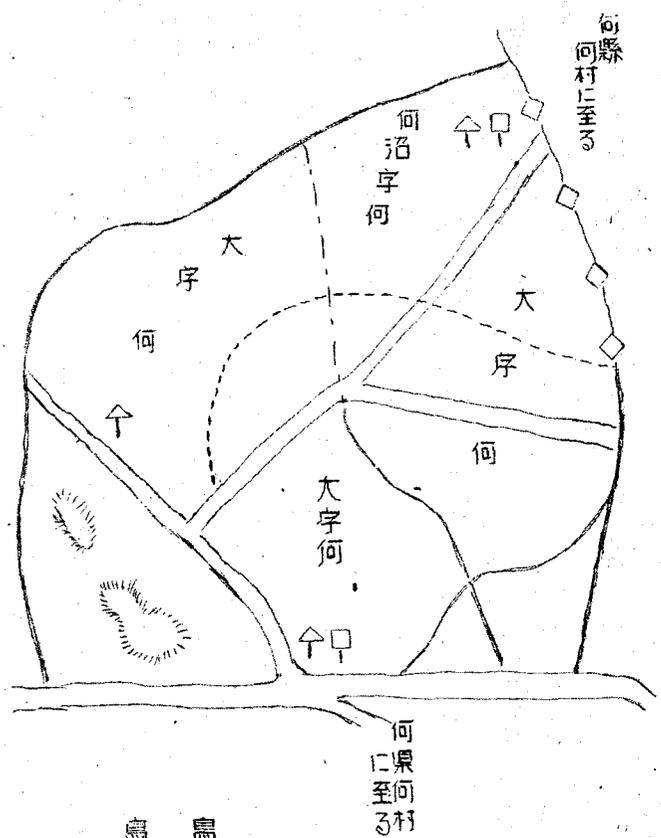
二、毀損免狀等は添付すること

三、法第十二條第二項の許可証については宛名は農林大臣宛若しくは知事とする

00456

第四号様式

規則第十七條第二項による鳥獸保護の区域及び位置を示す図面



備考 一、他はこれに準ずる

凡

田畑 山林 原野 湖沼 河川 道路 府県界 郡市界 町村界 大字界 字界 鳥獸保護区域 鳥獸保護事務所

佛 神 学 校 商 社 校 所 標 識

例

無色 黄色 緑色 鼠色 藍色 褐色 黒色線

朱書

第五号様式

損失補償請求書

年 月 日 何々鳥獸保護区における鳥獸保護の施設の設置(年月日に申請した何々鳥獸保護区内における水面の埋立若しくは干拓立木竹の伐採又は工作物の設置に対する不許可処分)により別添損失額算定書の通り損失を生じたので法第八條ノ二第六項の補償を受けたく請ふ。

年 月 日

住所

請求人

氏

名印

農林大臣(縣知事)殿

備考

一、宛名は施設の設置又は不許可処分をした者の別による

第六号様式

損失額算定書

損失額	損失を受けた事由	備考
円		

備考

一、施設の設置による場合は損失額を更に土地及び立木に区分して明示すること

告示

鳥取縣告示第五百四十六号

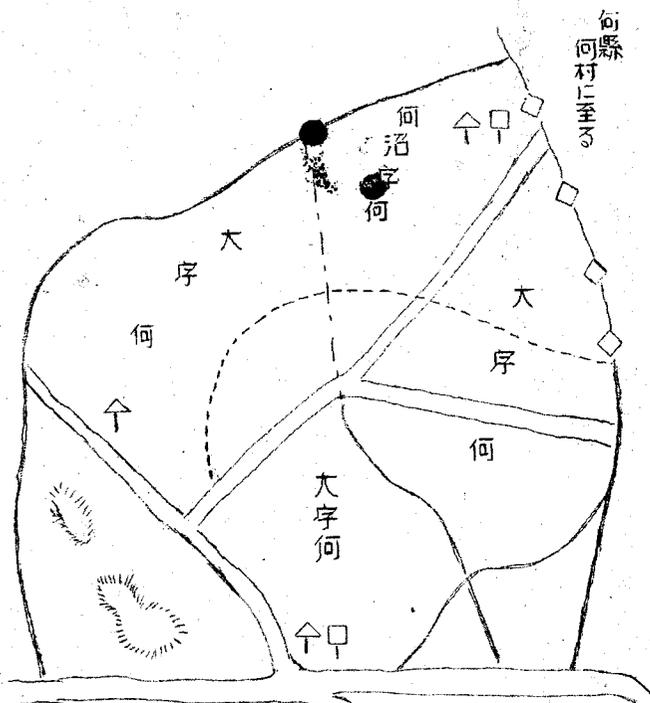
健康保険法、船員保険法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十五年十月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第四号様式

規則第十七條第二項による鳥獸保護の区域及び位置を示す図面



備考 一、他はこれに準ずる

凡

- 田畑
- 山林
- 原野
- 湖沼
- 河川
- 道路
- 府県界
- 郡市界
- 町村界
- 大字界
- 字界
- 鳥獸保護区界
- 標識
- 鳥獸保護事務所
- 学校
- 神社
- 佛閣

例

- 無色
- 茶色
- 緑色
- 藍色
- 褐色
- 黒色線
- 朱書
- 
- 
- △
-

00459

第五号様式

損失補償請求書

年 月 日何々鳥獸保護区における鳥獸保護の施設の設置(年月日に申請した何々鳥獸保護区内における水面の埋立若しくは干拓立木竹の伐採又は工作物の設置に対する不許可処分)により別添損失額算定書の通り損失を生じたので法第八條ノ二第六項の補償を受けたく請求する。

年 月 日

住所

請求人 氏

名 印

農林大臣(縣知事)殿

備考

一、宛名は施設の設置又は不許可処分をした者による

第六号様式

損失額算定書

損失額	損失を受けた事由	備考
円		

備考

一、施設の設置による場合は損失額を更に立木に区分して明示すること

告 示

鳥取縣告示第五百四十六号

健康保険法、船員保険法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十五年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00455

診療科名	診療	診療名	診療
診療所名称	旭村診療所	所在地	鳥取縣旭村大字本泉三八一
診療所名称	磯江景尙	所在地	昭和二十五年七月一日
診療科名	診療	診療名	診療
診療所名称	鳥取縣旭村大	所在地	磯江景尙
診療科名	診療	診療名	診療
診療所名称	鳥取縣旭村大	所在地	昭和二十五年七月一日

鳥取縣告示第五百四十七号

境特別都市計画事業復興土地区劃整理に伴い昭和二十四年三月鳥取縣告示第百十九号で決定した換地予定地の位置を次のように一部変更決定した。その關係図面は鳥取縣庁及び境戦災復興事務所に備えおいて縦覧に供する。

昭和二十五年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(「次のよう」及び「關係図面」は省略)

公 告

資格審査結果公告第六十四号

(自昭和二十五年九月一日至昭和二十五年九月三十日)

昭和二十五年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破壊することなく、公表の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するもので

